

## デイサービスセンター なごみ 指定通所介護施設運営規程

### <事業の目的>

第1条 愛媛物産株式会社が開設する指定通所介護施設デイサービスセンターなごみ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理に関する事項を定め、サービスを行うことを目的とする。

### <運営の方針>

第2条 施設は、家庭や地域との結びつきを重視し、明るく家庭的な雰囲気の中で利用者の人間性を尊重した施設運営を基本方針とする。

2 施設は利用者に対し、自らの残存能力を維持させ自立支援にむけ機能回復に努めることを援助し、施設サービスと在宅サービスの連携を図る。

3 家族相談、指導、ボランティアの参加を求め、市町村や地域との結び付きを重視した運営を行うこととする。

第3条 事業を行う施設名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター なごみ
- 二 所在地 愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3063

### <職員の職種、員数及び職務内容>

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 看護職員 3名(常勤・非常勤)  
利用者の介護、身体状態の観察、機能訓練を行う。
- 三 生活相談員 3名(常勤・非常勤)  
利用者及び家族等の相談、生活行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画・指導市町村との連携、ボランティアの指導を行う。
- 四 介護職員 7名(常勤・非常勤)  
利用者の身体介護を行う。
- 五 機能訓練指導員 3名(常勤・非常勤)  
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

### <営業日及び営業時間>

第5条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 定休日 定休日は日曜日とする。但し1月1日から1月3日まで正月休みとする。
- 二 営業時間 8:00～17:00迄とする。

<利用定員>

第6条 指定通所介護の利用定員は、42名とする。

<通所介護の内容及び利用料その他の費用の額>

第7条 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりです。

日	課 (例)
8:00	迎え
9:00	健康チェック
	朝の挨拶・体操
	入浴・機能訓練
	レクリエーション
12:00	昼食・口腔ケア
	休憩
13:30	レクリエーション
	機能訓練
15:00	おやつ
16:30	送り出発

2 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

3 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

- ① 利用者の選定により、次条の通常の事業の送迎地区以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、実費とする。
- ② 食材料費（昼食） 600円（税込）
- ③ おむつ代 実費
- ④ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とする。

4 前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

<通常の事業の実施地域>

第8条 通常の事業の実施地域は、松野町、鬼北町、宇和島市（島しょ部地域を除く）、四万十市とする。

<サービス利用に当たっての留意事項等>

第9条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- ① 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- ② 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- ③ 喧嘩・口論又は、暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認められた時は、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うことができる。

- ① 事業所の秩序を乱す行為をした者
- ② 故意にこの規程等に違反した者

<緊急時等における対応方法>

第10条 利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

<非常災害対策>

第11条 非常災害対策は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、消防機関の指導により、災害対策その他緊急な事態に際しての対策をたてるとともに、避難、通報及び消火訓練を年2回以上実施しなければならない。
- 二 管理者は、前項に規定する訓練の実施に当たってあらかじめ職員の分担事項を定め、これを周知させるとともに、避難、誘導経路を常時必要な場所に提示しておかなければならない。
- 三 管理者は常時消火器の点検を行い整備する。

<その他運営に関する重要事項>

第12条 指定通所介護施設は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年3回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛媛物産株式会社と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第13条 利用者からの、相談又は苦情等に対応する窓口担当者を設置する。管理者が、苦情処理を担当し相談の内容の分析しその改善に努めるものとする。

第14条 事故の起こった際は適切な判断のもと下記のような必要な処置を取らなければならない。

- 一 市町村の窓口への連絡
- 二 居宅介護支援事業所への連絡
- 三 家族への連絡
- 四 病院への連絡、救急車の手配等

## 付 則

この規定は、愛媛県の指定を受けた日から施行する。

この規定は、平成16年4月1日から施行する。(定休日の変更・定員の変更)

この規定は、平成16年11月24日から施行する。(定款の変更)

この規定は、平成17年10月1日から施行する。(食費の変更)

この規定は、平成18年1月4日から施行する。(主な職員の変更)

この規定は、平成18年4月1日から施行する。(定休日の変更)

この規定は、平成19年11月1日から施行する。(定員の変更)

この規定は、平成23年3月15日から施行する。

(定員の変更・延長時間とそれに伴う料金の変更)

この規定は、平成23年12月15日から施行する。(定員の変更)

この規定は、平成24年4月1日から施行する。(職員数の変更・日課の一部変更)

この規定は、平成25年6月30日から施行する。(定員の変更)

この規定は、平成26年4月1日から施行する。(職員数の変更)

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

(職員数の変更・通常の事業の実施地域の変更)

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

(通所介護の利用料の負担割合の変更)

この規定は、平成29年3月1日から施行する。(定休日の変更・定員の変更・職員数の変更)

この規定は、平成30年4月1日から施行する。(職員数の変更・営業時間の変更・食材費の変更)

この規定は、平成31年4月1日から施行する。(職員数の変更)

この規定は、令和元年5月1日から施行する。(通常の事業の実施地域の追加)

この規定は、令和3年4月1日から施行する。(職員数の変更)

この規定は、令和4年4月1日から施行する。(職員の勤務形態の変更・定休日の変更・食材料費の変更)

この規定は、令和5年4月1日から施行する。(職員数の変更・職員の勤務形態の変更)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。(職員数の変更・勤務形態の変更・食材料費の変更)

デイサービスセンター なごみ  
指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業における  
指定第1号通所事業(通所型サービス)運営規程

<事業の目的>

第1条 愛媛物産株式会社が開設する指定介護予防通所介護施設デイサービスセンターなごみ(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理に関する事項を定め、介護予防サービスを行うことを目的とする。

<運営の方針>

第2条 施設は、家庭や地域との結びつきを重視し、明るく家庭的な雰囲気の中で利用者の人間性を尊重した施設運営を基本方針とする。

2 施設は利用者に対し、自らの残存能力を維持させ自立支援にむけ機能回復に努めることを援助し、施設サービスと在宅サービスの連携を図る。

3 家族相談、指導、ボランティアの参加を求め、市町村や地域との結びつきを重視した運営を行うこととする。

第3条 事業を行う施設名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター なごみ
- 二 所在地 愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3063

<職員の職種、員数及び職務内容>

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 看護職員 3名(常勤・非常勤)

利用者の介護、身体状態の観察、機能訓練を行う。

三 生活相談員 3名(常勤・非常勤)

利用者及び家族等の相談、生活行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画・指導市町村との連携、ボランティアの指導を行う。

四 介護職員 7名(常勤・非常勤)

利用者の身体介護を行う。

五 機能訓練指導員 3名(常勤・非常勤)

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

<営業日及び営業時間>

第5条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 定休日 定休日は日曜日とする。但し1月1日から1月3日まで正月休みとする。

二 営業時間 8:00～17:00迄とする。

<利用定員>

第6条 指定介護予防通所介護の利用定員は、42名とする。

<通所介護の内容及び利用料その他の費用の額>

第7条 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりです。

日	課 (例)
8:00	迎え
9:00	健康チェック 朝の挨拶・体操 入浴・機能訓練 レクリエーション
12:00	昼食・口腔ケア 休憩
14:00	レクリエーション 機能訓練
15:00	おやつ
16:30	送り出発

2 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

3 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

- ① 利用者の選定により、次条の通常の事業の送迎地区以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、実費とする。
- ② 食材料費（昼食） 600円(税込)
- ③ おむつ代 実費
- ④ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とする。

4 前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

<通常の事業の実施地域>

第8条 通常の事業の実施地域は、松野町とする。

<サービス利用に当たっての留意事項等>

第9条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- ① 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
  - ② 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
  - ③ 喧嘩・口論又は、暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認められた時は、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うことができる。
- ① 事業所の秩序を乱す行為をした者
  - ② 故意にこの規程等に違反した者

<緊急時等における対応方法>

第10条 利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

<非常災害対策>

第11条 非常災害対策は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、消防機関の指導により、災害対策その他緊急な事態に際しての対策をたてるとともに、避難、通報及び消火訓練を年2回以上実施しなければならない。
- 二 管理者は、前項に規定する訓練の実施に当たってあらかじめ職員の分担事項を定め、これを周知させるとともに、避難、誘導経路を常時必要な場所に提示しておかなければならない。
- 三 管理者は常時消火器の点検を行い整備する。

<その他運営に関する重要事項>

第12条 指定介護予防通所介護施設は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年3回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛媛物産株式会社と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。



第13条 利用者からの、相談又は苦情等に対応する窓口担当者を設置する。管理者が、苦情処理を担当し相談の内容の分析しその改善に努めるものとする。

第14条 事故の起こった際は適切な判断のもと下記のような必要な処置を取らなければならない。

- 一 市町村の窓口への連絡
- 二 居宅介護支援事業所への連絡
- 三 家族への連絡
- 四 病院への連絡、救急車の手配等

## 付 則

この規定は、愛媛県の指定を受けた日から施行する。

この規定は、平成16年4月1日から施行する。(定休日の変更・定員の変更)

この規定は、平成16年11月24日から施行する。(定款の変更)

この規定は、平成17年10月1日から施行する。(食費の変更)

この規定は、平成18年1月4日から施行する。(主な職員の変更)

この規定は、平成18年4月1日から施行する。(定休日の変更)

この規定は、平成18年7月1日から施行する。(新予防給付への変更)

この規定は、平成19年11月1日から施行する。(定員の変更)

この規定は、平成23年3月15日から施行する。

(定員の変更・延長時間とそれに伴う料金の変更)

この規定は、平成23年12月15日から施行する。(定員の変更)

この規定は、平成24年4月1日から施行する。(職員数の変更・日課の一部変更)

この規定は、平成25年6月30日から施行する。(定員の変更)

この規定は、平成26年4月1日から施行する。(職員数の変更)

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

(職員数の変更・通常の事業の実施地域の変更)

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

(予防通所介護の利用料の負担割合の変更)

この規定は、平成29年3月1日から施行する。(定休日の変更・定員の変更・職員数変更)

この規定は、平成30年4月1日から施行する。(総合事業への変更・職員数の変更・営業時間の変更・食材費の変更)

この規定は、平成31年4月1日から施行する。(職員数の変更)

この規定は、令和3年4月1日から施行する。(職員数の変更)

この規定は、令和4年4月1日から施行する。(職員の勤務形態の変更・定休日の変更・食材料費の変更)

## 付 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。(職員数の変更・勤務形態の変更)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。(職員数の変更・勤務形態の変更・  
食材料費の変更)